

所得がなくても、所得申告を

所得がない場合でも所得申告を行うと、国民健康保険税（以下国保税）が軽減（注）されたり、医療費の自己負担限度額が低くなったりする場合があります。必ず所得申告をしましょう。

現在笛吹市の国保税は、

- 所得割額＝前年の基礎控除後の総所得額に税率をかけて算出します。
- 資産割額＝固定資産税額に税率をかけて算出します。
- 均等割額＝一人当たりの負担額（世帯の被保険者の人数分がかかります）
- 平等割額＝一世帯当たりの負担額

から計算されています。

このうち均等割額・平等割額は、世帯の所得に応じて軽減があります

- 前年の総所得金額が33万円以下の世帯・・・7割軽減
- 前年の総所得金額が33万円＋(24万5000円×世帯主を除く被保険者数)以下・・・5割軽減
- 前年の総所得金額が33万円＋(35万円×被保険者数)以下・・・2割軽減

▼保険税軽減判定（7割軽減・5割軽減・2割軽減）が受けられません

上記をご覧ください。

所得申告がないと所得割額が正しく計算されないばかりでなく、均等割額・平等割額の軽減が受けられなくなります。

※軽減判定には、国保の被保険者ではない世帯主や国保から移行した後期高齢者の所得や人数を含めて判定します。

※軽減の基準は、平成26年度以降の見直しで国で検討されています。

▼高額療養費や限度額適用認定証の自己負担額が最高額となつてしまいます

皆さんが病院に受診したときに支払う1カ月の窓口負担分が、一定額（自己負担限度額）を超えた場合、超えた分が高額療養費として払い戻されません。自己負担限度額は、前年

申告をしないとこんなところに影響が

▼高齢受給者証の負担割合が3割となつてしまいます

高齢受給者証は、70歳から74歳の方に交付されます。医療機関では、この受給者証によって自己負担割合を2割（平成26年3月31日までは1割）であるのか3割であるのかの確認を行います。所得申告がないと、この高齢受給者証の負担割合が3割となつてしまいます。正しく判定されません。

限度額認定証とは…

事前の申請によって限度額認定証の交付を受け、医療機関の窓口での支払いが自己負担限度額までの支払いで済むようになります。国保担当の窓口で申請することによって交付されますが、保険税に未納がないことが条件となります。

の所得によって決定するため、所得申告がない場合は最高額となつてしまいます。

また、医療機関窓口での支払いが自己負担限度額までの支払いとなる「限度額認定証」の判定区分も最高額となります。

▼特定疾病受療証の自己負担限度額が2万円になります

長期にわたって高額な医療費が必要となる①血漿分画製剤を投与している先天性血液凝固第Ⅷ因子障害または先天性血液凝固第Ⅸ因子障害（血友病）、②人工透析を実施している慢性腎不全、③抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群（HIV感染を含む）に対し、事前に「特定疾病療養受療証交付申請書」を申請することによって医療機関での窓口の支払いの負担が自己負担限度額（1万円または2万円）までとなります。

この特定疾病受療証の自己負担限度額についても、所得申告がないと2万円となつてしまい正しく判定されません。

（注）自己負担限度額や保険税の軽減は、年齢や世帯の総所得で判定するので必ずしも減額とはならない場合があります。



■問合せ先

国民健康保険課 国保総務担当
055(262)4111